

# 高崎経済大学

## 第19回「熱血！高校生販売甲子園」

### 公式ルールブック

主催：高崎経済大学 第19回「熱血！高校生販売甲子園」実行委員会  
共催：高崎商工会議所、高崎えびす講市実行委員会  
後援：群馬県、高崎市、群馬県教育委員会、高崎市教育委員会、高崎経済大学、  
群馬テレビ、上毛新聞社、ラジオ高崎、FM GUNMA、J:COM 群馬、朝日新聞社前橋総局、  
毎日新聞社前橋支局、読売新聞前橋支局、医療法人 真木会

**熱血！高校生販売甲子園は  
「豊かな地域を作るために世代を超えた交流と、  
次世代を担う若者の育成を目的とする。」  
ことを理念に掲げた「高校生の商業祭」である。**

大会参加選手である高校生には各校の地場産品や伝統文化、地域文化を意識し、若き活力を前面に押し出した販売活動により、開催地である高崎のみならず、各校の地元にもまで活気をもたらし、豊かな地域の創造に貢献することが要求される。

主催である高崎経済大学 第19回「熱血！高校生販売甲子園」実行委員会には、大会参加チームへの各種支援や大会開催準備を通して高校生に活躍の舞台を提供し、関係者全員にとって安心安全な大会の実現が要求される。

第19回「熱血！高校生販売甲子園」公式ルールブック（以下「ルールブック」）は、参加者全員の安全と大会の公平性を確保し、大会実施を円滑に進めるためのものであり、大会に参加するものが守るべきルールを規定する。

ルールブックに記載されている内容に関して違反があった場合、厳正に処分する。

ルールブックに記載がない事項についても、安全で公平な大会運営に支障をきたすことがあれば、同様に厳正に処分する。

# 目次

1. 申し込み方法	3
2. 選手・監督の登録	3
3. イベント保険	3
4. 事前説明会	3
5. 評価	4
6. 配点	4
7. 表彰	5
8. 資本金	5
9. 10万円の内訳について(仕入れ)	6
10. 商品販売に関する注意事項	7
11. 電源、ガス、水を扱う場合	8
12. 広報、宣伝	8
13. 大会当日の駐車について	9
14. 交通費、宿泊費	9
15. 事前審査	9
16. 大会当日の受付	10
17. 販売準備	10
18. 販売中の注意事項	11
19. 処分規定	11
20. 販売終了後	12
21. 大会終了後の返金	13

## 1. 申し込み方法

- ・エントリーシートを実行委員会へ提出したチームのみ大会参加を認めるものとする。

## 2. 選手・監督の登録

- ・参加選手の登録は1チーム5名～9名とし、原則1校1チームまでの参加を認めるものとする。
- ・中等教育学校等中等部を設置している学校にあっては、中等部生徒をチーム編成に含めてもよいものとする。
- ・1チーム当たりの高校生(高等部)生徒は、チーム総員の過半数を占めていなければならないものとする。
- ・エントリーシート提出後の選手追加は原則認めないものとする。
- ・各チーム1名ずつ、参加選手の中から主将を選任するものとする。
- ・選任後に別の選手に主将を交代させる場合は、事前に実行委員会に連絡を行うものとする。
- ・監督は1チームに1名つくこと。必要に応じ、助監督の登録を認めるものとする。
- ・大会に参加する選手・監督・助監督は全てエントリーシートに記載する。記載された者以外の参加は認めないものとする。
- ・エントリーシート提出後にやむを得ず、選手・監督を交代しなくてはならない場合に限り、交代を認める。交代については、事前に実行委員会に連絡し、選手交代届・監督変更届を提出するものとする。
- ・選手交代届・監督変更届の提出期日は大会2日目までとするものとする。
- ・登録に関して、上記の手続きを踏まなかった場合は、当該チームを失格とするものとする。
- ・エントリーシートに記載されている者以外は大会当日の補助に関わってはいけないものとする。

## 3. イベント保険

- ・大会登録(エントリーシートの提出)を行っている者はイベント保険に自動的に加入となるものとする。

## 4. 事前説明会

- ・大会前に、大会ルールの再確認や他校の選手との交流、テント場所抽選会などを目的に事前説明会を開催するものとする。
- ・事前説明会には、各チームの選手、監督共に原則全員参加とする。学校行事等でやむを得ず参加できない場合は事前に実行委員会に連絡を行うものとする。

## 5. 評価

- ・評価部門 ①売上（売上額）②利益 ③接客 ④演出 ⑤地域性 ⑥大会スローガンとの関連性で評価、審査を行い、一般投票を加味した合計得点で優勝を競うものとする。
- ・③接客、④演出、⑤地域性、⑥大会スローガンとの関連性については審査員が厳正な審査を行うものとする。
- ・審査は1日ごとに行い、2日間の合計点で競うものとする。

### 《評価基準》

- ① 売上
- ② 利益
- ③ 接客・・・丁寧なコミュニケーション、商品の説明（価格、味、創意工夫などの説明）、呼び込み、笑顔、清潔感のある身だしなみ、手際の良さ
- ④ 演出・・・チームのテーマが伝わるようなテント装飾か、販売促進活動
- ⑤ 地域性・・・地域の特産品・文化を生かしているか、販売活動と地域の関連性、商品の地産地消への貢献度
- ⑥ 大会スローガンとの関連性  
・・・商品企画から販売活動までの工夫に大会スローガンとの関連性を感じられるか

## 6. 配点

### 《①売上》 （チーム数）×1点満点

得点は、売上（売上額）が高い順に、1点ずつ差をつけるものとする

（例）10チームの場合

1位10点、2位9点、3位8点…10位1点

### 《②利益》 （チーム数）×1点満点

得点は、利益が高い順に、1点ずつ差をつけるものとする

（例）10チームの場合

1位10点、2位9点、3位8点…10位1点

### 《③接客》 （チーム数）×1点満点

評価基準をもとに審査員が10点満点で評価するものとする

得点は、2日間の合計点が高い順に、1点ずつ差をつけるものとする

（例）10チームの場合

1位10点、2位9点、3位8点…10位1点

### 《④演出》 （チーム数）×2点満点

評価基準をもとに審査員が10点満点で評価するものとする

得点は、2日間の合計点が高い順に、2点ずつ差をつけるものとする

（例）10チームの場合

1位20点、2位18点、3位16点…10位2点

《⑤地域性》 (チーム数) × 3点満点

評価基準をもとに審査員が10点満点で評価するものとする

得点は、2日間の合計点が高い順に、2点ずつ差をつけるものとする

(例) 10チームの場合

1位30点、2位28点、3位26点…10位12点

《⑥大会スローガンとの関連性》 (チーム数) × 3点満点

評価基準をもとに審査員が10点満点で評価するものとする

得点は、2日間の合計点が高い順に、2点ずつ差をつけるものとする

(例) 10チームの場合

1位30点、2位28点、3位26点…10位12点

《一般投票》

一般投票は、チームの得票数÷総投票数で得点率(小数点第3位四捨五入)を算出し、

総得点(チーム数×10点)と得点率をもとに配点するものとする(小数点第3位四捨五入)。

(例) 10チームの場合

全出場高校数 10チーム

A 高校得票数 150票

総投票数 2000票

$150 \div 2000 = 0.075 \rightarrow 8\%$  (得点率)

総得点  $100 \times 0.08 = 8$  点

A 高校の一般投票加点は 8 点

投票時間は、11月21日(土) 13:00~16:30 (3時間30分)

11月22日(日) 12:30~16:00 (3時間30分) とするものとする。

## 7. 表彰

- ・優勝 (高崎市長賞)
- ・準優勝 (高崎商工会議所会頭賞)
- ・第3位 (高崎商店街連盟賞)
- ・特別賞 (高崎えびす講市実行委員会賞)

## 8. 資本金

- ・実行委員会が各チームに資本金10万円を貸与するものとする。

## 9. 資本金10万円の内訳について（仕入れ）

- ・大会当日に関わる全ての支出は貸与した資本金10万円以内に収めることとする。
- ・10万円以上の支出をした場合は、失格とするものとする。
- ・全てのレシート・領収書を発行し、残金とともに大会当日の受付時に提出しなければならないものとする。

※ P.10「17.大会当日の受付」参照

※ 支出に関しては、資本金内訳書に必ず記載しなければならないものとする。

- ・金銭を伴わない仕入れについては、その調達価格を市場価格の2割で計上するものとする。

これを「ゼロ円仕入れ」という。以下、ゼロ円仕入れの説明である。

※ 市場価格は原則、近傍のスーパーマーケット等小売店にて各校生徒が調査を行うものとする。

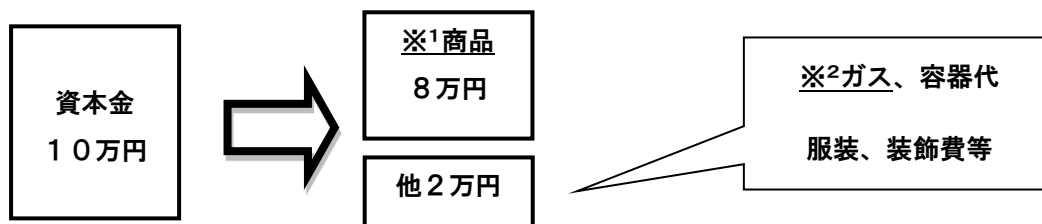
調達価格については客観的な資料を作成・提出し、正確性を確保するものとする。

判断が難しい場合は実行委員会に相談するものとする。

実行委員会が不当な価格であると判断した場合は認めないものとする。

- ・備品以外の物資援助は受けてはならないものとする。
- ・正規の値段で購入しない仕入れについては、実行委員に相談の上、必ずレシート・領収書を提出しなければならないものとする。
- ・大会のために購入した物資は支出に含めるものとする。（例）ユニフォーム等
- ・商品の試作については実行委員会が各チーム1万円まで、必要な分を支給するものとする。
- ・試作費のレシート・残金は、大会当日に実行委員会へ提出・返納するものとする。
- ・商品及び商品提供に必要な容器、ガスなどの消耗品、服装や装飾も、支出に含めるものとする。

（例）



※<sup>1</sup> 利益を計算する都合上、仕入れの後日精算は認めないものとする。

※<sup>2</sup> ガスなど、使用した分のみの費用計上は認められないので、全て仕入れに含めるものとする。

※ P.8「11.電源、ガス、水を扱う場合」参照

- ・大会当日の仕入れ（追加購入）については資本金内（残金）で認めるものとする。
- ・追加購入については実行委員会へ所定の申請を行い、大会2日目の搬入までに購入を済ませるものとする。
- ・追加購入の申請時間は、大会1日目販売終了後から各校の搬出・撤収完了までとするものとする。  
※ その時、実行委員会の指示に従い残金を受け取り、必ずレシート・領収書を提出しなければならないものとする。
- ・以下の項目は、費用計上を必要としない。記載がないものについては随時相談をすることとする。

（費用計上の必要がない項目）

ペン類、ハサミ、ガムテープ、ダンボール、タイマー、電卓、紐、調理器具（フライパン、鍋など）、机、イス、台ふき、ゴミ袋、レジ袋

## 10. 商品販売に関する注意事項

- ・ 行政当局・保健当局の指導及び関連法規に基づき、実行委員会が指導・規制・処分するものとする。
- ・ 衛生管理を徹底することとする。
- ・ 法律で規制されている商品の販売は禁止とするものとする（酒、タバコ、刃物など）。
- ・ 市販品の販売は可能とする。ただし、自校産の商品を仕入れて販売する場合、従来の販売価格より安く仕入れて販売することは禁止とするものとする。
- ・ 必ず伝票を用いて販売を行うものとする。

### 《物品を扱う場合》

- ・ デザインは、著作権や意匠権等に十分注意するものとする。
- ・ 古着等特定の商品を扱い、製造・販売する場合は、古物商許可等各種許可を得ているものに限ることとする。
- ・ 必要に応じて、家庭用品品質表示法等の各種法令に従うものとする。
- ・ 来場者に対して加工、体験等を提供する場合、安全に十分注意するものとする。

### 《食品を扱う場合》

- ・ 鮮魚、精肉の販売は禁止とするものとする。
- ・ 衛生管理上、金銭を扱う者と調理及び商品の受け渡しをする者を区別することとする。
- ・ 大会当日、食品を扱う場合での刃物の使用は原則認めないものとする。  
装飾等で使用するハサミは実行委員会が貸与するものとする。  
装飾用で使用するハサミの持参は認めるものとする。  
食品を扱う上でハサミを使用したい場合は自チーム担当大学生に申し出るものとする。
- ・ 商品の持ち帰りは、所定の許可を受けた場所で製造され、なおかつ密封されたものに限ることとする。

- ・ 品名、原材料名、内容量、消費期限、保存方法、製造者または販売者を明記した食品表示を必ず用意することとする。また、アレルギー成分を含む商品は、アレルギー表示をすることとする。（個包装の商品にはそれぞれ食品表示をつけるものとする。）
- ・ 食品表示は、食品表示法に基づく食品表示基準を遵守し、文字の大きさや色に注意するものとする。文字のサイズは8ポイント以上とするものとする。小型包装（150cm<sup>3</sup>以下）の場合は5.5ポイント以上とするものとする。また、文字と背景は対照的な色であることとする。
- ・ 販売促進のための試食の提供は可能とするものとする。

名 称	クッキー
原材料名	小麦粉（国内製造）、干しぶどう、バター、砂糖、ココナッツ、スキムミルク、鶏卵 / ベーキングパウダー、香料
内 容 量	10個
賞味期限	26. 7. 1
保存方法	高温多湿を避けて常温で保存
製 造 者	有限会社赤城製菓 群馬県〇〇市〇〇町33

※ 別資料「食品の扱いに関して」参照

## 1 1. 電源、ガス、水を扱う場合

- ・電源、ガス、水を扱う場合の支出に関しても資本金10万円以内に収めるものとする。

### 《電源》

- ・電力を使用する場合は、使用電気機器、使用個数、使用用途、使用量（ワット数）を実行委員会に事前連絡するものとする。
- ・実行委員会が調達価格を基に価格を提示し、領収書を発行するので事前に料金を支払うものとする。
- ・料金は原則、高校訪問時に実行委員が徴収するものとする。

### 《ガス》

- ・ガスを使用する場合は、使用機器、使用個数、使用用途、テント内での配置場所を実行委員会に事前に連絡するものとする。
- ・高校でガスの調達が困難な場合は、実行委員会に連絡するものとする。
- ・実行委員会が調達価格を基に価格を提示し、領収書を発行するので事前に料金を支払うものとする。
- ・料金は原則、高校訪問時に実行委員が徴収するものとする。
- ・大会当日は、ガスの使用に十分注意するものとする。

### 《水》

- ・衛生管理上、食品に用いる水は市販品を用いるものとする。
- ・市販されている水を購入した場合は、購入した価格で費用計上するものとする。
- ・手採集による湧水の使用は禁止とするものとする。
- ・販売準備、片付けに使用する水は所定の場所を利用するものとする。
- ・商品に含まれ、計量している水については、計上するものとする。  
（例）計上する必要がある水 : パンケーキに加える水、炊飯に使用する水  
計上する必要のない水 : うどんのゆで汁、米のとぎ汁、食器洗い等片付けに使用する水

## 1 2. 広報、宣伝

- ・広報、宣伝は資本金内であれば自由に行ってよいものとする。
- ・チラシ・ポスターは学校、家庭で印刷・作成する場合のみ費用計上をしなくてよいものとする。  
それ以外の印刷・作成は費用計上するものとする。
- ・新聞社、出版社、テレビ局、ラジオ局等を通す場合は必ず事前に実行委員会に連絡を行うものとする。

### 13. 大会当日の駐車について

- ・大会当日に、実行委員会から1チーム当たり最大3台ずつスペースを割り当てるものとする。
- ・車の台数、車種、ナンバーを事前に実行委員会に連絡し、所定駐車場を利用するものとする。
- ・当日は、駐車許可証に学校名を記入しダッシュボードに設置するものとする。
- ・実行委員会の割り当てを超過する分（4台目以降）は、各チームで駐車場を確保するものとする。路上駐車は認めないものとする。
- ・各チームで駐車場を確保した場合の駐車料金は、資本金の内訳に含めないものとする。
- ・各チームで駐車場を確保した場合、実行委員会から駐車料金の支給は行わないものとする。

### 14. 交通費、宿泊費

- ・交通費、宿泊費については原則、各自で負担するものとする。

### 15. 事前審査（会計・食品）

- ・当日提出する資料に不備がないか下記の通り、事前審査を行うものとする。

#### 《会計審査》

- ・提出する資料

- ①レシート・領収書（スキャンデータ）
- ②資本金内訳書
- ③商品搬入表
- ④備品搬入表
- ⑤ゼロ円仕入れ申請書
- ⑥試作費のレシート・領収書（スキャンデータ）

- ・スケジュール

11月11日（水） 第一次 資料データ提出  
11月18日（水） 第二次 資料データ提出  
11月20日（金） 最終 資料データ提出

- ・事前審査後、万が一変更や修正があった場合は実行委員会に連絡するものとする。
- ・期日までに書類のデータを必ず提出すること。規定時間までに提出、または提出遅延の連絡がない場合、当該チームを失格とし、審査を行わないものとする。

※ P.11「19. 処分規定」参照

### 《食品審査》

- ・提出する資料
    - ①提供品目一覧シート
    - ②各種許可証（菓子製造許可・総菜製造許可等・スキャンデータ）
- ※各種許可証は必要に応じて提出が求められるものとする。
- ・提出スケジュール
- 実行委員会が求めたとき提出するものとする。

## 16. 大会当日の受付

- ・事前に審査を受けた会計審査資料及び残金を大会当日の受付時に必ず提出するものとする。
- ・万が一忘れてしまった場合や不備があった場合は失格とし、審査を行わないものとする。

## 17. 販売準備

- ・搬入、搬出は原則、実行委員会の指定した時間内に行うものとする。
- ・搬入、搬出は原則、選手、監督、助監督、自チーム担当大学生が行うものとする。
- ・搬入の際は、商品搬入表・備品搬入表と照合し正確に搬入されているか実行委員会が確認を行うものとする。
- ・不正な搬入を行った場合、実行委員会はその超過分を回収するものとする。
- ・回収した商品・備品は、販売時間終了後に当該チームに返還するものとする。
- ・全選手がやむを得ずテントから離れ、調理中の食品の品質を保つのが難しい場合、実行委員会の許可の下、監督・助監督のいずれかが選手に代わり、最低限度の調理行為を行うことができるものとする。  
例：焦げ付き防止のため、鍋の中の食品をかき混ぜる。

### 《出店可能範囲》

- ・出店可能範囲はテント内とするものとする。
- ・他チームの販売活動の妨げにならないように注意するものとする。

### 《各チーム貸与物》

テント（360cm×270cm）、机（180cm×45cm）、パイプ椅子、  
高校名のぼり旗、衣装ケース、消火器、高校名とチーム名が入ったプレート、  
アルコールスプレー、アルコール除菌シート、アルコールポンプ、ビニール手袋、養生テープ、  
スズランテープ、はさみ、ボールペン、油性ペン、着火ライター、蓋つきゴミ箱、ごみ袋（45L）、  
風よけ、ペーパータオル、薬用せっけん、新聞紙、投票用紙（2日分）、投票用紙（2日分）

※のぼり旗とプレートはテントの所定の位置に固定するものとする。  
※火を使用するチームには、着火ライターと風よけを用意するものとする。  
※アルコールスプレー、ビニール手袋、ごみ袋、新聞紙、以上のものは各日補充を行うものとする。  
※その他感染症対策物品については実行委員会が別途用意するものとする。  
※貸与物は変更する場合があるものとする。

#### 《釣り銭について》

- ・事前に提出する釣り銭内訳表をもとに実行委員会が2日分として2万円用意するものとする。
- ・釣り銭が不足した場合、大会当日は本部にて両替可能なものとする。

### 18. 販売中の注意事項

- ・販売時間は、11月21日(土) 13:00~16:00 (3時間)  
11月22日(日) 12:30~15:30 (3時間) とするものとする。
  - ※一般投票の投票時間と異なるので注意するものとする。
  - ※投票販売時間終了後の投票用紙の配布は禁止とするものとする。
- ・販売活動を行うことができるのは、事前にエントリーしている選手に限ることとする。
- ・自チームのテント外での販売は禁止とするものとする。
  - ※自チームのテント外であっても宣伝活動は可能とするものとする。
- ・他チームの販売、来場者の通行を妨げる行為は禁止とするものとする。
- ・自チームの商品を選手、監督、助監督は購入してはならないものとする。
- ・宣伝などで機械製のメガホンは使用してはならないものとする。
- ・BGMを使用してはならないものとする。
- ・他チームの販売行動に干渉する恐れがあるため、音響機器を使用してはならないものとする。
- ・「販売終了」合図後は販売活動を行ってはならないものとする。
  - ※合図時に並んでいた来場者のみ販売を認めるものとする。
- ・実行委員への試食を含む商品の提供を原則禁止とするものとする。
- ・投票用紙の記入は、会場内の投票所に設置された指定のペンを使用することとする。
- ・指定以外のペンで記入された票は無効票とするものとする。

#### 《応援者について》

- ・事前にエントリーしていない者はテントへの出入を禁止とするものとする。
- ・呼び込み、接客は販売活動とみなし、これらの行為も事前にエントリーしていない者は認めないものとする。
- ・監督、助監督等選手以外の者が調理・販売活動に参加することは禁止とするものとする。

#### 《両替について》

- ・本部にて両替用紙を記入・提出し、両替を行うものとする。
  - ※大会選手、監督、助監督、自チーム担当の大学生のみ可能とするものとする。

### 19. 処分規定

- ・ルールブックに規定された禁止行為を現認した場合、当該チームを失格とするものとする。
- ・ルール違反や書類の不備により審査が行われなかった場合、当該チームを失格とするものとする。
- ・失格となったチームは、入賞及び順位計算の審査から除外とするものとする。
- ・特に下記の行為については、厳正に処分するものとする。

《食品の不適切な取り扱いがあった場合》

- ・食品について、衛生上不適切な取り扱いがあった場合、その時点でチームを失格とし、当該チームの商品の販売を一切禁止とするものとする。

《金銭の不正なやり取りがあった場合》

- ・大会中に不正な金銭のやり取りがあった場合、その時点でチームを失格とするものとする。  
※販売活動は継続してもよいが、審査には含まないものとする。

《販売価格について不正があった場合》

- ・販売価格について、事前に申請していた額よりも不当に値上げを行っていた場合、その時点でチームを失格とするものとする。

《会計審査資料に不備があった場合》

- ・規定時間までに提出遅延の事前連絡なく会計審査資料が提出されていない場合、当該チームを失格とするものとする。
- ・当日に資料を忘れた場合や内容に不備があった場合、当該チームを失格とするものとする。
- ・資本金の10万円以上を支出した場合、当該チームを失格とするものとする。
  
- ・ルールブックに記載がない事項についても、安全で公平な大会運営に支障をきたすことがあれば、同様に処分するものとする。

## 20. 販売終了後

《売上金管理について》

- ・販売終了後、実行委員会が売上金、釣り銭を回収するものとする。

《棚卸について》

- ・販売終了後の商品処理は実行委員会の指示に従い処理するものとする。

《使用食器の洗浄について》

- ・片付けで使用する水については担当実行委員の付き添いのもと、所定の水を使用するものとする。
- ・販売時間終了後の水使用は認めないものとする。

《ゴミ処理について》

- ・生じたゴミは実行委員会の指示に従い処理をするものとする。
- ・可燃ゴミ以外のゴミは全て持ち帰るものとする。

《その他》

- ・調理器具、工具は持ち帰るものとする。

## 21. 大会終了後の返金

- ・各チームの売上金のうち、貸与した資本金の使用した額と利益の25%を差し引いた額を後日各校に返金するものとする。
- ・差し引いた金額のうち、利益の25%に相当する額分は、大会運営費として実行委員会が使用するものとする。